

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第二項の規定に基づき、以下の
とおり保険医及び保険薬剤師の抹消を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指
定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）
第六条の規定に基づき公示する。

令和

七年

五月

二十日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号

氏

名

山 医 九七四四

龍田 恵美子

令和 七年 五月 十日

登録 抹消 年月日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の抹消を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和

七年

五月 二十九日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号

氏 名

山 医 一五九二六

木崎 純平

令和 七年 五月 十九日

登録 抹消 年月日